

日本DPO協会第46回個人情報保護セミナー
「近時のデータ利活用と保護に関する政策・法令の
動向」

長島・大野・常松法律事務所
パートナー弁護士 日置 巴美 先生

2025年12月11日(木) 15:00～16:00

挨拶「データの利活用と保護」

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

(一橋大学名誉教授・個人情報保護委員会初代委員長)

「データの利活用と保護」の典型例

- 国勢調査
- 統計法()

【2015年国勢調査のインターネット回答率**36.9%**】

【2020年国勢調査のインターネット回答率**37.9%**】

【2025年国勢調査のインターネット回答率**約45.4%**】

令和7(2025)年国勢調査のインターネット回答状況 (10月9日午前0時現在)

- 9月20日から始まった令和7年国勢調査は、10月8日(水)に回答期限を迎えました。
- 回答期限(10月9日午前0時現在)におけるインターネット回答状況は、別紙のとおりです。インターネット回答率(試算値※)は、全国で約45.4%となっており、前回調査の回答期限(10月8日午前0時現在)と比べ9.4ポイント高くなっています。
- 総務省では、まだ回答されていない方々に向けて、調査の重要性を御理解いただくとともに、早めに御回答いただくよう呼び掛けていきます。

令和2(2020)年の国勢調査

- 令和2年国勢調査—2020(令和2)年10月1日
- 国勢調査に関する最近の拙稿
- 堀部政男「インターネット回答を勧めよう」、総務省統計局統計調査ニュースNo.401(令和2年(2020年)4月)
- 堀部政男「国勢調査100年を迎えて～令和2年国勢調査への期待～
国勢調査の正確性とプライバシー保護の両立をめざして」、一般財団法人日本統計協会・月刊「統計」2020年9月号巻頭言

統計調査ニュース

令和2年(2020年)4月

No.401



インターネット回答を勧めよう

一橋大学名誉教授・令和2年国勢調査有識者会議座長 堀部 政男

令和2年(2020年)の国勢調査は、大正9年(1920年)に第1回国勢調査が実施されてから100年目の調査という記念すべきものです。

国勢調査については、平成19年(2007年)の改正統計法(平成21年4月1日施行)に規定されています。

国勢調査は、本邦に居住している者として政令で定める者である個人を対象としていますので、国民のプライバシー意識が高まってきた昭和45年(1970年)頃から、「国勢調査とプライバシー」というような観点から、論じられるようになりました。

昭和45年(1970年)の国勢調査の実施が近づいてきた時期に、新聞各紙がプライバシーについて報道するようになったことを思い出します。

昭和55年(1980年)の国勢調査の前には、このような議論が盛んになってきたこともあって、当時の総務省統計局から、プライバシーとは何かとどのような態をして欲しいという依頼を受けて、実施本部の会合で

議論する機会がありました。その前から、プライバシー問題については論じていました。また、国勢調査の法的議論が必要であると考え、法律専門雑誌である「ジュリスト」1980年9月1日号(723号)で、特集を組んでいただきました。

このようなこともあって、統計局で、昭和56年(1981年)に法的問題を検討することになり、その座長を務め、それ以降も毎年のように、研究会の座長として様々な問題について検討してきました。

また、平成18年(2006年)の「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」に参加し、その報告を踏まえ、平成22年国勢調査の企画に向けた具体的かつ専門的な検討を行うために、平成18年(2006年)から平成23年(2011年)まで開催された「平成22年国勢調査の企画に関する検討会」の座長として、インターネット回答についても検討し、東京都全域で実施することになりました。

このときは、インターネット回答が

52万9000件で、東京都における利用率は約8.4%でした。この結果は政策目標5%を達成し、またシステム上の操作性が高く評価されました。

さらに、平成27年国勢調査有識者会議座長のときは、インターネット回答を全国で実施することになり、結果としては、世帯数で約1970万世帯、回答率は36.9%で、3世帯に1世帯がインターネットで回答したことになります。しかも、インターネット回答全体のうち、34.4%がスマートフォンからの回答でした。

オンライン調査のメリットは大きく、それは、①国への直接送信で、自治体事務・調査員業務の軽減、②全項目記入で、自治体の審査・訂正業務の軽減、③簡単便利で、回答時間の短縮・簡便な提出、などであるといえます。

100年目の記念すべき令和2年国勢調査では、オンライン調査のメリットを最大限にいかすことができるように、インターネット回答を勧めようではありませんか。

目次

インターネット回答を勧めよう	1	2020年度統計調査の実施等に関する主要行事予定	6
国勢調査100年記念ブースの紹介	2	令和2年度地方別選挙打合せ会開催予定	7
個人企業経済調査 実施のお知らせ	3	「統計ダッシュボード」の機能を充実	7
労働力調査(詳細集計)2019年平均結果の概要	4	令和元年度道府県別登録調査員研修について	8
オンライン研修「初めての学ぶ統計」のリニューアルについて	5	とうけい通帳①	9

特集 / 国勢調査100年を迎えて
— 令和2年国勢調査への期待 —

月刊 統計

統計専門機関を訪ねて
～NIRA総合研究開発機構～

連載中・データサイエンス入門(隔月)
・統計150年の歩み(隔月)

＜国勢調査100年シリーズ＞掲載中

September 9 2020

- 堀部政男「国勢調査100年を迎えて～令和2年国勢調査への期待～国勢調査の正確性とプライバシー保護の両立をめざして」、一般財団法人日本統計協会・月刊「統計」2020年9月号
巻頭言

令和2年国勢調査有識者会議

令和2年(2020年)国勢調査が近づいてきた。今回の国勢調査は、大正9年(1920年)に第1回国勢調査が実施されてから100年目の調査であるという記念すべきものである。

私は、平成22年(2010年)国勢調査の企画に関する検討会座長、平成27年(2015年)国勢調査有識者会議の座長につづいて、令和2年国勢調査有識者会議の座長も務めているので、関係者が万金の準備に日夜努めている様子をよく知り得る立場にある。特に今回は、新型コロナウイルス感染という予期していなかった事態が発生し、その防止に努めながら実施するという状況になっている。

「国勢調査とプライバシー」論議の起こり

今、思い起こしてみると、国勢調査との関係で議論されるプライバシーについては、60年にわたって、研究し、また、実践してきている。

国勢調査とプライバシーが議論されるようになったのは、今から50年前の昭和45年(1970年)の大規模調査のときであった。日本で「プライバシー」という言葉が一般に知られるようになったのは、昭和36年(1961年)3月に、三島由紀夫氏の小説「宴のあと」によってプライバシーを侵害されたという訴訟が、元外務大臣の有田八郎氏によって提起され、原告も被告も有名人であったので、それが大きく報道されるようになってからである。プライバシーは、この年の流行語にもなった。原告の主張を認め、80万

円の慰謝料の支払いを命じた東京地方裁判所判決(平成39年(1964年)9月28日)もまたプライバシーという言葉を広める役割を果たした。

このようにして、プライバシーが一般に認識されるようになり、個人に関する情報を取り扱う際には、様々な問題がプライバシーと関係づけられて論じられるようになった。国勢調査も例外ではなかった。

国勢調査に関わって40年

昭和55年(1980年)の国勢調査の前にも、プライバシー論議が盛んになってきたこともあって、当時の総理府統計局から、プライバシーとは何かというような話をして欲しいという依頼を受けて、実施本部の会合で講演

する機会があった。それが契機となり、統計局で、昭和56年(1981年)以降毎年のように、法的問題を検討することになり、その座長を務めてきた。1980年を起点とすると、国勢調査に40年関わってきたことになる。国勢調査100年の中の40年というのは、私の60年にわたる研究のあゆみの中でも、極めて貴重である。

昭和55年(1980年)国勢調査とプライバシー

統計局での講演の準備のために、国勢調査担当のスタッフ等と議論をしている中で、国勢調査の根拠法である統計法(昭和22年法律第18号)は、法律学の分野では、ほとんど論じられてこなかったことに気づき、

法律の専門雑誌で、しかも権威のある「ジュリスト」(有斐閣発行)で、特集を組んでいただくようお願いした。その結果、「ジュリスト」1980年9月1日号(723号)で特集が組まれた。私は、<座談会>「国勢調査をめぐって」の司会者として、当時において考えれ得る問題をカバーするように努めた。

この時期になると、国民の意識もますます多様化し、プライバシーとの関係で国勢調査を提える傾向が強まってきた。政府の側も、様々な検討を行い、調査票の封入、郵送方式などプライバシー保護策を講じてきている。

平成22年(2010年)国勢調査とインターネット回答の東京都限定導入

平成22年国勢調査は、前掲の統計法の全部を改正する、新しい統計法

(平成19年法律第53号)に基づいて実施されることになるであろうことから、「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」懇談会)が開かれ(平成18年(2006年)1月～同年7月)、7月にまとめられた報告書は、重要な問題を提起した。この報告を踏まえ、平成22年国勢調査の企画に向けた具体的かつ専門的な検討を行う企画検討会が開催された。その座長を務めるとともに、「国勢調査法令検討会」の座長でもあった。回答方式のうち、インターネット回答については、検討会や国勢調査法令検討会で詰めた議論を行った。それらに基づいて、東京都に限定して試行的にオンライン調査を実施することになった。この方法による回答は、52万9000件で、東京都における利用率は、**約8.4%**であった。この結果は政策目標5%を達成し、またシステムの操作性が高く評価された。これにより、インターネット回答の

有用性は実証されたといえよう。

平成27年(2015年)国勢調査とインターネット回答の全国実施

平成27年の国勢調査については、それまでの経験を踏まえて有識者会議でもインターネット回答を全国で実施するに当たって問題となる事項について検討した。この方式の回答は、世帯数で、約1970万世帯、回答率は**36.9%**で、3世帯に1世帯がインターネットで回答したことになる。しかも、そのうち、34.4%がスマートフォンからの回答であった。

令和2年(2020年)国勢調査と新型コロナウイルス感染対策

有識者会議は、これまでよりも早く、平成28年(2016年)7月22日に第1回会議を開き、検討課題について議論を始めた。直前になって新型コロナウイルス感染症への対応を迫られることになり、統計局国勢統計課では、世帯と調査員が対面しない非接触の調査方法により実施することにした。

非接触型としては、インターホン越しに行い、調査書類は郵便受けやドアポストなどに入れて配布する方法がある。回答は、インターネット回答を勧め、郵送提出もできることとする。

オンライン調査のメリットは大きく、それらは、①国への直接送信で、自治体事務・調査員業務の軽減、②全項目記入で、自治体の審査・訂正業務の軽減、③簡単便利で、回答時間の短縮・簡便な提出、などである。これにより、調査の正確性確保とプライバシー保護の両立をはかることができる。一方、サイバー・セキュリティの確保にも万全を期す必要がある。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、インターネット利用が飛躍的に高まった。その利用を大いに勧めようではないか。オンライン回答率が劇的に上昇することを期待したい。